

平成29年第1回八雲町議会定例会会議録（第2号）

平成29年3月10日

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（14名）

1番	安藤辰行君	3番	佐藤智子君	
4番	横田喜世志君	5番	三澤公雄君	
6番	掛村和男君	8番	赤井睦美君	
9番	牧野仁君	10番	大久保建一君	
11番	宮本雅晴君	副議長	12番	千葉隆君
13番	岡田修明君		14番	黒島竹満君
15番	斎藤實君	議長	16番	能登谷正人君

○欠席議員（2名）

2番 岡島敬君

7番 田中裕君

## ○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	城近眞君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長	
新幹線推進室長	石坂浩太郎君	情報政策室長	吉田邦夫君
会計管理者 兼会計課長	川崎芳則君	総合病院建設企画課長	
保健福祉課長	三澤聡君	財務課長	鈴木敏秋君
農林課参事	森太郎君	兼収納対策室長	
商工観光労政課長	北川正敏君	住民生活課長	竹内友身君
建設課長	佐藤隆雄君	農林課長	加藤貴久君
公園緑地推進室長	戸田淳君	併農業委員会事務局長	
落部支所長		水産課長	吉田一久君
学校教育課長	荻本和男君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
体育課長	浅井敏彦君	環境水道課長	馬着修一君
学校教育課参事	本庄伯幸君	教育長	田中了治君
総合病院事務長	齊藤眞弘君	社会教育課長	
総合病院医事課長	沢野治君	兼図書館長	足立直人君
八雲消防署長	大渕聡君	郷土資料館長	
八雲消防署消防課長	今村幸一君	町史編さん室長	
		学校給食センター所長	小栗由美子君
		監査委員	千田健悦君
		総合病院管理課長	成田耕治君
		消防長	桜井功一君
		八雲消防署管理課長	高橋朗君

### 【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	井口貴光君
産業課長	田村春夫君	熊石教育事務所長	野口義人君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	伊丸岡徹君		

## ○出席事務局職員

事務局長	山田耕三君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時01分]

### ◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は13名です。  
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。  
直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名をおこないます。  
本日の会議録署名議員に赤井睦美さんと黒島竹満君を指名いたします。

### ◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。  
○議会事務局長（山田耕三君） ご報告いたします。  
本日の会議に岡島敬議員、田中裕議員欠席。三澤公雄議員遅刻する旨の届出がございます。  
以上でございます。

### ◎ 日程第2 一般質問

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 一般質問を行います。  
質問は昨日に引き続き、あらかじめ定められた順により、各々45分以内に制限してこれを許します。  
それではまず佐藤智子さんの質問を許します。  
○3番（佐藤智子君） 議長。  
○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。  
○3番（佐藤智子君） おはようございます。大きく3つ、質問させていただきます。  
まず1つ目です。庁舎耐震化に向けて。国の2017年度予算案では、総務省が熊本地震を教訓に耐震化が未実施となっている市町村の本庁舎建て替え事業について、地方交付税で支援する市町村役場機能緊急保全事業を新設します。併せてこの事業を含む公共施設等適正管理推進事業費が新設され4年間継続するといえます。  
1961年、昭和36年に建てられた役場庁舎2階部分は築56年を経過し、今後、他の公共施設の集約化、複合化とも関係してくると思われれます。これまでは役場建て替えには地方交付税措置がありませんでしたが、今回の事業を契機に役場庁舎建て替えの計画を立てるべきではないかと思えます。町長のご意見を伺います。  
○町長（岩村克詔君） 議長、町長。  
○議長（能登谷正人君） 町長。  
○町長（岩村克詔君） おはようございます。それでは佐藤議員の1つ目のご質問にお答

えいたします。

役場の既存部分は、昭和 36 年に建設され、議会や商工観光労政課・水産課・農林課・環境水道課・建設課が入る増築部分は、昭和 63 年に建設されております。既存部分は、建築後 55 年が経過し、耐震基準を満たしていない状況にあるため、新庁舎については平成 30 年度からの次期総合計画に盛り込まなければならないと考えております。

役場庁舎は、八雲町の町づくりの重要な部分であり、佐藤議員ご指摘のように、公民館や町民センターなど文教施設や福祉施設との複合施設も視野に入れた施設が効果的であるとの町民の方々の声もございます。役場庁舎を今後どのようにすべきかは、議員の皆様や多くの町民の方々の合意が必要であり、平成 29 年度に議論を深めてまいりたいと考えております。また、市町村役場機能緊急保全事業は 4 年間継続されますが、それまでに協議が整うのは困難であり、8 年以内であれば活用できる合併特例債を念頭に置いて考えておりますので、よろしく願いいたします。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 前向きなご意見を伺い安心いたしました。4 年継続するという緊急保全事業のその 4 年以内に協議が整うのは困難であるというご見解でした。合併特例債が有利であるということですのでそのように判断されるようですが、なるべく早いうちに建て替えが実現することが災害を想定したときにも望ましいのではないかと思います。町長はいつ頃までに庁舎建設をお考えなのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、本当にこの役場庁舎の建て替え、本当に地震、災害の時には大変この庁舎が災害の本部、拠点となって機能するということが、災害が発生した時には迅速に町民に対して対応できるという意味でも、耐震化の整った庁舎というのは私も本当に重大であると思っておりますし、早くというのも認識をしております。

しかしながら、この庁舎の建て替えというのは先ほども申し上げましたとおり、議会の皆様、そして住民の皆様としっかりと議論をしながら合意を求め、そしてさらに計画も何回も練りながら、これから建てる庁舎としては 50 年以上も使うようなそんな庁舎になりますので。早くというのは考えておりますけれども、今のところいつまでというのは想定しておりません。29 年度になり役場の中の会議、そしてまた議員の皆様さんとも打合せ等々も踏まえながら、時期的な場所的なことも考えながら議論を深めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 今のところは見通せないということですが、出来るだけ早くということは要望しておきます。で、道の調べにおきますと八雲は熊石総合支所、それから落部支所、そしてこの本庁舎と 3 箇所が防災拠点となると思われます。で、一部耐震

化されているということで、それは昭和 63 年に建てられたこの 3 階部分のある棟だと思うのですけれども。今お答えになるのは難しいと思いますけれども、もし役場を建て替えるとなると、この部分は残しておくですとか、そういうことは想定されているのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本当にこの役場、先ほど議員もおっしゃっているとおりですね、福祉施設、それと公民館、教育委員会等の複合施設をとという声もありますので、その辺を踏まえて建物、そして場所も含めながら議論を深めてまいりたいと思っております。

ただ、この 3 階の建物はまだ耐震化もあり、使えるものと認識しておりますので、その辺も含めながら 29 年度に向けて議論を深めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） 役場庁舎を建替ってなると、大きな事業ですし、十分町民の意見も取り入れた内容にしていくために努力していただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。2 番目、新幹線残土はどこにどう置くのか。現在、新幹線立岩トンネルの掘削土は、重金属が含まれているとしてトンネル入口周辺に仮置きされています。処分地が決まっていないので当分はそのままかと思われませんが、いずれはどこかに置かなければなりません。それを理解した上で、処分地候補の選定においては自治基本条例に基づいて住民にも十分情報提供に努めるべきと思います。

今後、新幹線トンネル掘削時に発生した要対策土は、どこにどのように置くのが最適と考えているのか、お伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員の 2 つ目のご質問にお答えをいたします。

八雲町内においては、6 本の北海道新幹線のトンネルが建設される予定であります。そのうち、立岩トンネル立岩工区と野田追トンネル北工区については、すでに掘削工事が進捗しており、現在、それぞれの工区で約 800m の掘削が進んでいる状況であります。

トンネル建設工事に伴い発生する掘削土の一部には、自然由来の重金属が土壤汚染対策法で定める土壤溶出量基準、環境基準を超過するものも発生いたします。立岩トンネル立岩工区から発生する環境基準を超える掘削土、いわゆる要対策土については、これまで地権者から受入希望のあった土地の中から受入候補地を検討してまいりましたが、住民や産業関係者へ説明する中で、地理的な条件や管理方法に対する意見などがあったことから受入地が決定しておらず、施工ヤード内に仮置きされております。

現在、検討されている受入候補地については、鉄道運輸機構によりボーリング調査を行っている段階で、地下水の流れや土壤の重金属の吸着能力などの調査結果を踏まえ、重金属対策の方法、盛土の方法などを検討した上で、住民、関係機関へ説明することとなって

おりましたが、すでに周辺地域から反対の声が上がっていることから、新たな候補地の選定が必要な状況となっております。

受入希望のあった土地の中から、要対策土の受入地候補地を選定することは、地権者が要対策土の受入を希望していないことや、農地が多いことなどから難しい状況となっており、また、民有地であれば管理方法を不安視する声もあることから、今後、町有地を受入候補地として地域住民や関係機関へ説明したうえで、要対策土の受入地となり得るか調査を進めるよう考えているところでございます。

要対策土対策については、各種調査の結果を踏まえ、鉄道運輸機構において検討されることとなりますが、八雲町としては、今後も北海道新幹線建設工事を推進しながら自然環境への配慮もしてまいりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 民有地ではなく、町有地を考えているというお答えでした。

で、町有地といっても数々あると思うんですけども、今想定している範囲でいいのですが、その町有地というのはどちらかという国道より下というか、浜側でしょうか。それとも山側を想定しているのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。今、特に産業団体、漁業者の皆さんからですね、海に遠い方、そしてまた川に近くないという、そういうこともお聞きしておりますので、海に遠い、国道よりは上の方ということで今検討をしております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 国道より上の方であり河川等に関係のないところだと良いとは思いますが、もし、山の方であれば、よくよく川が八雲もたくさんあると思うのですが、その川その川で特別に多く取れる魚等がございます。人間に対する害だけでなく、そうした川等の汚染もないかどうか十分考えなければならないと思うのですが。山の方ということはお考えになっておりますでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 今佐藤議員おっしゃるとおりですね、やはり海に遠い、川に遠い場所ということ。そしてまた機構が管理してまいりますけれども、町もモニタリングという、いわゆる置いた後も未来に向けてちゃんとモニタリングが監視できる場所ということで今検討しております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 町有地ということですが、点在しておくのか、それとも固

めて置くのかということをお教えください。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 勿論、一番管理しやすいのは一定の同じ場所ということで想定をしております。その方が先ほど言いましたとおり、安全に工事は進めるとは思いますが、安心感と言いますと先ほども言いましたとおりですね、モニタリングをきちっとしながら、ああ大丈夫だなということを確認できるってことは、1ヶ所、その指定した場所に要対策土が置かれることが一番いいだろうということで今検討をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 要対策土というのは重金属、フッ素・セレン・鉛等がちょっと基準値を超えた形で含まれている土のことですけれども。問題はその置き方です。どのように置こうと考えているのですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この置き方、または対策については、機構の方が安全に国の基準に則って工事を施工するという事をお聞きしておりますので、しっかりやるものと理解をしております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 機構さんの方の説明によりますと、調査をしてその土壌に合う、合わないということを調べると思うのですけれども。その土壌に要対策土を吸着させて、直接置いて、で、その上に粘土質の覆土をするというふうには聞いているんですが。それでは地下水浸透を防げないのではないかという不安の声があがっております。で、今現在、立岩トンネルの方はトンネル入口に仮置きされておまして、1年間はその間に置くということを言っております。で、その仮置きの方法は、緩衝材10ミリメートルを敷いた上に遮水シート1.5ミリメートルを敷いて、さらに緩衝材を上1センチ、それから敷き砂をしてこれは500ミリメートルということですが、そして要対策土を置いてさらにブルーシートを被せているということでございます。このように管理型の状態で置いた方が住民も安心できると思うのですが、そのようなことを確認または要求しても町としては当然そういうことも出来ると思うのですが、そのようなことはお考えですか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、この工事に関しては機構、国が工事を進めております。その中で町としても我々が安心できる安全な工法でお願いいたしますということで再三お伝えをしております。その中で機構からは、国の基準に則って安全に施工するという

ことをお聞きしておりますので、工法的なことについては私も素人でありますので、機構さんが専門の技術者を入れながら進めていると、私はそういう認識をしておりますので。先ほど言いましたとおり私たちがやれるとすれば、置いた後のモニタリング、未来にそういうことがないようにと思えますけれども、きちっと監視をしていくということが必要だと考えております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 本州の事例なんかも研究しながら、やはり管理型の方が町民にとっては安心できると思えますので、そちらの方も頭に入れておいていただければと思いますが。先ほどの置く場所のことですけれども。私は思うのですが、目に見えないところに置くとかえって不安で風評被害も起きる。だから目に見える場所でみんな監視しながら見守るという形の方が私は良いと思うのですね。で、今これまでの話しを聞くと、残土受け入れ、今の民有地から町有地に置くというところまで紆余曲折、また住民に知らされないうちにということもあったのですが、町が一方向的に決めるのではなく、新幹線トンネル残土受入検討協議会なるものを設けて、町や機構やそれから一次産業の皆さん、そして地域住民の関心ある皆さんが一堂に会して、ここはいいんじゃないか、こういうふうに置いた方がいいんじゃないかという、そういう協議会を設けた方がいいと思うのですが。どうでしょう町長。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、このトンネル工事につきましては国、機構の工事であります。これに対して町としたら住民が安心できる、安全な場所、そして安全な工法で進めてほしいということが最善でありますので。これについては再三機構の方をお願いしながら進めております。それに対してその場所というの、町民に知られるという場所も機構もいろいろと調べながら、そして最終的にこんな場所、あんな場所といいながら決めてくるものと思っております。その決めた場所に対しても我々も注意深く、また監視しながらいきたいと考えておりますので、そういう協議会を立ち上げる予定はありません。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん、質問中でありましてけれども、この件につきましては全協でも皆さんに説明をして、既に皆さんの了解をもらっている事ですよ。ですから、その辺も踏まえて質問をお願いしたいと思います。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 22日に鉄道運輸機構の方がきて、はびあで講演会をやったということですが。これは町は知っていたんですか。

○新幹線推進室長（石坂浩太郎君） 議長、新幹線推進室長。



○議長（能登谷正人君） 新幹線推進室長。

○新幹線推進室長（石坂浩太郎君） 22日に開催された講習会につきましては、元々漁業関係者の方から重金属の理解を深めるために開催してほしいということで依頼があったものでして、町の方には開催の案内は来てございました。それで漁業関係者の案内につきましては北海道漁連を通じて漁業関係者の方に案内をしてございます。で、農業関係者についても今回は対象としてございましたので、農業関係者については役場の方から農協を通じて案内をしていたところでございます。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤議員。

○3番（佐藤智子君） 今後、やっぱり重要な問題だと思いますので、これからそういう残土受入に関して町はこういうふうを考えているんだよっていうことを町民向けに説明会も行った方がいいと思うんです。そうした説明会を行うことで様々な意見も聞き取りできると思いますので。それは今後考えていただけますか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 佐藤議員ですね、何度も申し上げますけども、これは機構、国の仕事であります。これは機構の方で説明をするものと考えておりますし、町としてもこの件に関してもしっかりと対応をしまいたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 機構にやっていただければ一番良いのですけれども。その窓口として町もしっかり町民に案内していただきたいと思います。

では、次に移ります。自宅で看取る医療体制の構築は。政府は「病院から在宅へ」というスローガンを打ち出し入院患者を減らそうとしていますが、実際はなかなか進んでいません。そんな中、自宅で死にたいという高齢者が全国で6割、7割にのぼるといいます。その願いを叶えるためには24時間体制の地域医療の構築が欠かせません。

当町は総合病院にしても国保病院にしても、医師・看護師不足で四苦八苦しており、それどころではない苦しい事情は察しますが、そういう医療があつたらいいなという声は町内にもございます。将来展望として町長の考えをお伺いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは佐藤議員の3つ目のご質問にお答えいたします。

自宅で亡くなられる在宅死の割合は、地域間格差は大きいものの2014年の人口動態調査では全国平均で12.8%となっております。

自宅での看取りは、生活のリズムが自由で自然に過ごせること、最後まで自分らしく生活できること、住み慣れた家で家族と一緒に最期を迎えられることなどがそのメリットと

して挙げられております。一方で、家族に精神的にも肉体的にも負担がかかること、家族の息抜きの時間が取りづらいことなどが問題となっております。

八雲町内においても、自宅で最期を迎えたいという希望を持たれている方が一定程度おられると想像が付きませんが、このご希望に応えるのには24時間体制での地域医療体制の構築が必要であることは、議員ご指摘の通りであります。

議員にもご理解いただいておりますように、八雲総合病院も熊石国保病院も、ともに医師や看護師の確保に苦慮している状況であり、入院患者を持った中で更にこれを行うことは、特に医師の負担が大きくなるため、なかなか希望に添えない状況となっておりますので、よろしく願いをいたします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 2025年問題と言いまして、65歳以上の高齢者が人口の3分の1ほどにもなると言われております。で、これまでの医療・保健福祉分野では、保健福祉の分野では介護保険等も含めてとられてきましたけれども、そういう亡くなる方たちのことを想定し始めたのは、ごく最近だということでございます。今現在の苦しい事情は重々分かるんですけども、ここに将来展望として聞いております。5年後、10年後、医療事情も様々変わってくると思われま。総合病院では以前は訪問医療ということで看取りもしたことがあるように伺っていますが、そのようなことがあったら事例をお知らせください。

○医事課長（沢野 治君） 議長、総合病院医事課長。

○議長（能登谷正人君） 医事課長。

○医事課長（沢野 治君） 総合病院の訪問診療、看取りという部分でございます。現在、訪問診療約55人から60人程度を対象に行っております。看取り、在宅死の部分でいいますと、平成26年に数回ございました。この時は内科医師がたくさんいたという状況もあります。ただ本当にタイムリーというか、先日議員のご質問があった後に1件の在宅での死亡がございました。これに対して内科医が対応できたという事例がございました。

以上です。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） なかなか大変な事とは思いますが、そうやって訪問医療を行い、看取りも出来たということをお聞きしました。

今現在、医師が少ない中でなかなか難しいと思うのですが、実際国の方ではこうした看取り、これは医療に特化して私聞いてしまったのですが、介護保険の方で看取り介護加算というのが、これは特別養護老人ホーム対象ですけども、2006年に作られ、2009年には介護老人保健施設においてターミナルケア加算というのが出来ております。またグループホームでの看取り介護加算というのもあります。そうした、国の方ではそういう看取り医療を行った看取りの事例で加算をし、病院から自宅へという形で医療を進めようとしています。そうしたことで病院だけでは出来ないことが多々あると思います。在宅

医療では介護施設、また地域包括ケアの部門、それから薬剤師や保健師さんなど、多くの人と連携をしなければならないと思います。そうしたことを視野に今後行える医療かどうか、分かる範囲でお答えください。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） 議長、総合病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院事務長。

○総合病院事務長（齋藤眞弘君） ちょっと、佐藤議員の間に添えるかどうか分かりませんが、まず現在、国の方では地域包括ケアシステムを作ると、その生まれ育った地域で最後まで居て、そこで完結すると。その中には医療機関があったり、施設があったり、在宅があったりと。で、その在宅医療も今国の方で推進をしているわけですが、その延長線上で、自宅での看取りという問題が出てくると思います。現実問題、先ほども町長が答弁いたしましたけれども、将来展望としてそういう在宅での看取りについて、専門といたしますか、そういう先生がもし来ていただけるというのであれば、これはもうそれに弾みがつくと思います。函館市内でもクリニックの先生がそれを、一生懸命やっている先生を知っておりますし、札幌市内では大手の病院を退職して自分でその世界に入っていくと。で、将来展望の中で勤務医がこの在宅死について推進するのは、なかなか難しい問題があります。というのは、外来もありますけれども、24時間の入院患者の管理もしながらの在宅死の看取りをやるというのは、たいだい函館市内も札幌も外来だけのクリニックの先生なりが24時間頑張っているということがあると思います。

今、私の中では、今後そういう特化した先生が八雲でやるということになれば、それはそれで1つの弾みはつくかなと。ただ、議員おっしゃるとおり医療体制が24時間出来たことがこの看取りに弾みがつくかという、私としてはそうは思っておりません。例えば終末ケアの痛みの緩和の問題、高齢者の栄養の問題、床ずれの問題、それから薬剤管理の問題。これは本人が自宅で死にたいと思っても家族の理解がなければ、実際に事例として、私の事例は自宅で療養したいと言って、急変して、最後1週間はやはり病院で亡くなったと。そういう方もいらっしゃいます。この看取りを推進するのは、医療機関も大事ですが、やっぱりそういう社会的な家庭内の問題というのも大きなウェイトを占めるのではないかと。私としてはそう思っております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） お答えありがとうございます。この近くでそういう医療を行っているところを1つ紹介いたします。黒松内町なんですけれども、24時間、365日、そこは19床しかありません。国保病院を勤医協に業務委託して行っているということで、今は介護施設や障がい者施設と合同のカンファレンスや学習会も行っており、これまで出来なかった施設の看取りも行っているということでございます。熊石国保病院では今まで看取りの事例なんかはあるのでしょうか。

○熊石国保病院事務長（桂川芳信君） 議長、国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○熊石国保病院事務長（桂川芳信君） 熊石国保病院では平成 27 年度と平成 28 年度に各 1 件、看取りを実施しております。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） その際には、その患者やご家族と何か協定などを結んだのでしょうか。

○熊石国保病院事務長（桂川芳信君） 議長、国保病院事務長。

○議長（能登谷正人君） 国保病院事務長。

○熊石国保病院事務長（桂川芳信君） この 2 件の看取りにつきましては、ご家族と本人からの強い申し出がありまして、うちの病院長がお引き受けしたということです。

○3 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3 番（佐藤智子君） お答えありがとうございます。そのように臨機応変になさっているということに大変感服いたします。本当に難しいことだとは思うのですが、今後もし対応できるものであれば、そのような医療を行ってほしいと思いますし、町として包括ケアということで、病院だけでなくいろいろな施設、また職員と連携をして将来展望として描くことも 1 つあるかと思しますので、頭の隅に置いておいていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で佐藤智子さんの質問が終わりました。

次に斎藤實君の質問を許します。

○15 番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○15 番（斎藤 實君） それでは、通告の 2 点につきまして質問をいたします。

第 1 点は保育無料化についてであります。道においては 2017 年度予算に子育て支援を盛り込んでおります。道議会に於いて審議中ではありますが、予算が決定されますと、保育料の無料化は費用を道と市町村が折半する事業であります。年収も 640 万円未満の世帯で、3 才未満の第 2 子以降が対象であり、保育園に入所する園児が多くなることも予想されますが、町としてはどのような考えをもっているのかお尋ねをいたします。

なお、私も、まだ予算が決定されておりませんので、答弁につきましては十分に考慮するつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは、斎藤議員の 1 つ目のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、北海道では平成 29 年度当初予算において、多子世帯の保育料軽減支援に係る予算案を計上しており、現在、道議会にて審議中であります。

現行の多子世帯の保育料軽減については、国の基準で実施しており、年収 360 万円未満

の世帯では年齢制限は無く2人目は半額、3人目以降は無料で、年収360万円以上の世帯は、1人目が小学生以上になると2人目は全額、3人目は半額、4人目以降は無料となるものであります。

北海道の支援策の概要として、新聞報道等でもありますとおり所得制限を引き上げて、年収360万円未満の世帯で、3歳未満児の2人目以降を無料とするものであり、無料化の費用は北海道と市町村で負担することとしております。3歳未満児の2人目以降の無料化は、該当する子育て世帯の経済的負担の軽減とともに、議員ご指摘のとおり新たに入所を希望する児童の増加や出産につながることも予想されます。北海道では、予算案が議決された後、要綱等が制定され、詳細が示されてくる予定であります。今後、運用面や保育の需給体制等も考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○15番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○15番（斎藤 實君） 町長ちょっと確認しますが、取り組む姿勢でありますか。

取り組む姿勢ということで前向きな答弁をいただきましたので、今後のことを待たなければなりませんけれども。

ただ、私どもですね、今回の道の考え方、やはり国の支援策より所得制限、今町長がおっしゃったように引き上げて、一部助成でなくて無料化ということに踏み切るということであります。私どもの会派におきましても将来を見据えて考える時に、この少子化対策というのは非常に重要な施策であろうということで、これまでも大久保議員、牧野議員等から医療費の無料化や保育料の補助等につきましても質問させていただいておりましたけれども、やはりこれまで町長は財源を確保してからと、このようなお話もありましたけれども、今道が取り組んでいるこの事業を是非とも前向きに捉えて進めてほしいと、このように思いますので。

一部助成ということはないでしょうね。その辺の考え方、全体的に無料ということではないのか、さらに今一度答弁をお願いしたいと思います。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） ただいま道で示されている審議中の制度、この範囲で実施に向けての前向きな検討ということでご理解をお願いいたします。

○15番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○15番（斎藤 實君） ありがとうございます。それでは期待して待っております。

次に、マイナンバー制度についてであります。それでは2点目のマイナンバー制度について質問をいたします。今回の税申告から申告する方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要となっております。さらに市町村との情報連携に向け、マイナンバー制度の運用に行政の効率化や町民の利便性を進める、具体的にはどのような運用を考えているのか

お尋ねをいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは斎藤議員の2つ目のご質問に移ります。

マイナンバー制度は、ご存知のとおり住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策分野に限って活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するための社会基盤であります。期待される効果の1つ目は公平・公正な社会の実現で、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

2つ目は国民の利便性の向上で、添付書類の削減など行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

3つ目は行政の効率化で、行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

具体的には、行政機関の窓口で各種給付金などの申請をする場合、住民票情報や税関係などに関する情報について、マイナンバーの番号を提示すれば、取り寄せて添付しなくても情報連携により必要な情報を確認できることになり、国民の負担が軽減されます。また、マイナポータルが開設され、インターネットを利用して自宅のパソコンから自分の情報がどう保有され、どう利用されているか記録を確認できるサービスが開始されるほか、オンラインによる子育てワンストップサービスも開始されます。

マイナンバー制度実施の流れですが、既にマイナンバーの利用は、平成28年1月より開始されており、国の行政機関での情報連携については本年1月より開始しております。また、ご質問の地方公共団体との情報連携は本年7月からの開始予定となっております。今後ともマイナンバー制度の運用にあたっては、法令に基づく国や道の指導・助言に従うとともに、近隣自治体の状況も見ながら運用して参りたいと考えているところでありますので、よろしく願いいたします。

○15番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○15番（斎藤 實君） 今、説明がありました個人番号カード、いわゆる5点のメリットがあるわけでございます。このことを基本に説明されたのかなど、そのように思いますけれども。身分証明書、それから国民健康保険証としても活用できると、これは町民にとってはメリットの1つだというふうに思うんですね。でもこれは個人番号カードを持っている人のメリットであると、このように認識するわけですが、今後のことにつきまして、先ほど29年7月から情報連携については取り組むというお話でありました。このことをもう少し内容が分かっているのであれば、お話をしたいというふうに思います。

それともう1点は、現在どれくらいの方が申請されているのか。もし分かったらお示し願いたいと思います。

それと情報連携については、市町村、都道府県等による付加価値サービスのことを示しているのでしょうか。そのことについてもお話しいただければと思います。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） まず、1点目の7月から開始されるマイナポータルとの関係でございますけれども、先ほどの答弁にもございましたように、マイナポータルはマイナンバーカードを持っている方が自分の情報をどのように活用されているかということをご自分で確認できるというものでございます。また、行政機関から住民に対してお知らせを受け取ることが出来るということになっております。

で、もう1つは、ご説明申し上げておりました子育てワンストップサービスというのも開始される予定で、国では現在そのシステムの構築の作業を進めているというところでございます。このワンストップサービスにつきましては、電子申請ということで自宅にいながら様々な手続きが出来るというサービスも開始される予定になっておりまして、これの詳細につきましてはまだシステムの構築中ということで、どういう形でどうやるというのがまだ詳しく示されておられませんので、今後、国の方から示されてくるものというふうに思っておりますし、システムも一部改修が必要なのかどうかもまだ情報として入ってきていない状況でございますので、そういった意味では国・道からそういった指導を受けながら運用開始に向けて準備をしまいたいというふうに考えてございます。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） マイナンバーカードの交付の状況でございますが、平成29年2月末現在の数字でいきますと、交付している枚数は1,196件でございます。交付率にいたしますと6.91%という状況でございます。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 申し訳ございません。3つめのご質問に答弁が漏れておりましたので。道との付加価値サービスというのはどういうものかということだっと思っておりますけれども、この話についてはちょっと、うちの方は把握しておりませんので、あくまでも国の機関と市町村、それと市町村同士の連携ということで7月から始まるものというふうに思っておりますので、ちょっとこの道が付加価値サービスをどうやるかという内容については、まだ把握してございません。

○15番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○15番（斎藤 實君） 現在申請している方は1,196人、6.91%。これは全道的に見てこれくらいの数字なんですかね。その点だけ後ほどお答え願いたいと思います。

そしてまた、7月から取り組むマイナポータル制度の説明もありました。これは別名情報提供等記録開示システムと、このような呼び方をしていますけれども。個人情報のやりとりの記録が確認できるということを説明ありました。これは個人番号カードを持っている人でなければ出来ないわけでありますから、その点について、私も間違いがないようにしていきたいと思います。

ただ、これですね、ICカードリーダーという付属機器をパソコンに繋いでカード情報をパソコンに認識させる必要があるわけでございます。パソコンが無い方でもマイナポータルを利用できるようにするために、町においても端末設置を予定していると思うのですが、これはもう設置済みでしょうか、それとも7月以降になるという考え方でしょうか。

それと私が一番心配をするのはセキュリティ面であります。特にこの町のセキュリティにつきましても、担当する方々だけでなく職員全員がセキュリティ面に責任を持つということも必要ではないのかなと、そのように思います。現在の取り組み状況を説明いただければと思います。

○住民生活課長（竹内友身君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（竹内友身君） 1点目の全道での交付状況でございますが、同じく29年の2月末でいきますと、全道では交付率は7.37%となっております、うちの町の方が全道に比べると低い状況ではございます。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 議長、行財政改革推進室長。

○議長（能登谷正人君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（萬谷俊美君） 2点目のパソコンを持っていない方が自分の情報を確認するために、町の方で窓口に端末機を設置する予定で考えてございます。国の方で自治体向けに、人口規模に応じて端末機を希望する自治体に配布をする予定になっておりまして、八雲町としては2台確実に国から来るんですけども、それ以外に落部支所、シルバープラザにも置きたいという事で4台の要望を出してございます。時期的には現在要望を出している段階でありますので、7月の開始に合わせて国の方からその端末が届くものというふうに考えてございます。

○情報政策室長（吉田邦夫君） 議長、情報政策室長。

○議長（能登谷正人君） 情報政策室長。

○情報政策室長（吉田邦夫君） 委員ご質問のマイナンバーのセキュリティ関係でございますが、八雲町におきましても自治体情報システム強靱性向上事業などを活用しまして、マイナンバー利用事務端末においては他のネットワークとの通信遮断、情報持ち出しの不可設定やシステム起動時に指静脈認証を追加し、2要素認証方式としたほか、LGWANに接続する情報系端末をマイナンバー関係事務端末と位置づけ、インターネット回線との完全分離を行ったところであります。

このようなシステム的なセキュリティ強化の他にも、マイナンバーに限らず委員ご指摘



の個人情報扱う職員に向けたセキュリティ研修等を、今年度は3回既に開催してございます。その取り扱いについて確認を行ってございます。セキュリティ、個人情報保護につきましては、今後も運用・システムの両面からいっそうの管理・徹底を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○15 番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○15 番（斎藤 實君） ありがとうございます。システム強化は既に行っているということでもあります。そしてまた職員の研修、3回と言っていましたか、やっているということに安心しておりますけれども、これからも一層の努力をしていただきたいと思います。

また、マイナポータルにつきましても希望する町村が国に端末機を要求して設置するという考え方を示されましたので、これは7月までに実施できるものと、このように考えて質問を終わりたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 以上で斎藤實君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

次に宮本雅晴君の質問を許します。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） それでは、よろしくお願いいたします。

安定的な水の供給を確保するために。国では、回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を地方や中小企業に着実に広げていくとして、成長と分配の好循環の実現のため生活密着型インフラ整備を推進している。水道法改正の主なポイントは、①都道府県による広域連携の推進、②水道台帳の整備などの適切な資産管理の推進、③持続可能な水道料金の設定、④コンセッション方式の導入、⑤意見書にある指定給水装置工事事業者制度に更新制を導入することです。平成29年度水道施設整備予算案には、全国の自治体で老朽化が進み管路の更新が問題視されている水道施設の水質安全対策・耐震化対策として、355億円が計上されている。これは前年度より20億円増額であり、従前に増して水道管の修繕や改修を担う地域の中小・小規模事業所に経済波及効果が及ぶことが期待されている。我が八雲町での平成29年度予算案に基づき、水道事業の現状と将来の見通しについてお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは宮本議員のご質問にお答えいたします。

まず、八雲町における水道事業の現状であります。八雲地域の市街地部分においては、平成8年頃からの下水道管の整備に合わせ水道管更新も進めたことから、今後20年間程度は管路の大きな施設更新はありませんが、その後は更新経費が増大して行く見込みであります。また、水道事業と統合します旧八雲地域簡易水道事業は、今後、一部の管路について更新が必要となってきますので、平成29年度予算も含め、当面の間は必要な部分の小規模な更新を続けていく状況であります。

国の補助制度であります。水道事業の場合老朽管の単なる更新事業に対しては補助対象となっておりません。また、耐震化の補助制度についても適用要件が厳しく、全国的な区域分けがなされており、今後大規模地震が想定される地域は補助対象となっておりますが、八雲町の場合は耐震化の補助対象とならない地域となっております。このため、今後将来の更新費用については水道料金により賄わなければならない、施設の耐用年数が来るまで更新はできない状況であります。耐震化率については、平成18年度頃から老朽管更新時に耐震化を進めてきました。八雲地域の上水道と旧簡水地域を合わせて、管路の耐震化率は約30%程度となっております。浄水場や配水池等の施設の耐震化についても進んでいない状況ではあります。耐用年数による施設更新に合わせて実施せざるを得ないと考えております。

次に、熊石地域についてですが、熊石地域は簡易水道事業として継続することが認められており、施設更新等に対しては補助対象地域となり、現在、配水管の布設替え工事や浄水場等の施設の改築・更新、計装設備整備を計画的に進めております。耐震化については、これらの布設替え工事の際に耐震管への布設替えを行っており、耐震化率は平成27年度末で約16.5%となっております。

このように、八雲町全体の耐震化率は低いのですが、熊石地域が一部補助対象となっているものの、八雲地域については補助対象になっていない事などから、なかなか耐震化を先行して整備を進める事は難しい状況であり、国の予算による経済波及効果が八雲町においては、あまり期待ができない状況であります。

水道施設は重要なライフラインでありますので、今後も安全で良質な水道水を安定的に供給し続けていけるように、効率的・計画的に水道事業を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○11番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） 今、町長の方からたくさん説明をいただきました。ありがとうございます。今、日本の水のライフラインは、高度成長期の1970年代から急速に整備が進んだために、今後一気に老朽化の波が押し寄せてくるという数値が出ております。全国の管路更新率は0.76%であり、このままのペースでは全てを更新するまでには130年かかる見通しでございます。そこで、我が八雲町では管路の更新率は何%なのか。

また、もう1点は水質の安全を確保する上で、急速な更新が必要な鉛管とアスベスト管の交換は終えているのか。

また、残っているのならば、どれくらいあるかという部分をお聞きしたいと思います。  
よろしく願いいたします。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） まず1点目の更新率ということなんですけれども、ちょっとどういうふうに捉えたらいいのか分からないんですけれども。先ほど町長からも答弁がありましたとおり、今後20年間については大規模な更新というのは無いということで捉えていただければと思います。

次に鉛管の関係でございますけれども、まず鉛管につきましては八雲地域・熊石地域にはございません。アスベスト管についてなんですけれども、まず八雲地域についてはアスベスト管は0ということで、更新はもう終わってございます。熊石地域につきましては782メートル、熊石地域の全体の約1.8%程度がまだ残っているという状況でございます。

○11番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） それらの更新状況は今後どのようにになっているか教えていただければと思うんですけれども。よろしく願いいたします。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 熊石のアスベスト管の更新につきましては、あと2年程度で更新完了予定となっております。

○11番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） 昨年の熊本地震で耐震化の必要が表面化したという部分で、管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化を今後どのように進めるか。またもう1点は、耐震化率はどうなっているかを教えていただければと思います。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） まず耐震化率ですけれども。先程町長からも出ましたけれども、どれも平成27年度末の数値でございますけれども、八雲地域については約30%、熊石地域につきましては16.5%耐震化しているということで、管と繋ぎ目の部分につきまして、合わせて耐震化対応の材料で耐震化をしているということでございます。

○11番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） 次に、アセットマネジメントによって水道事業の中期的な更新需要と経済収支の見通しが把握できると。それで八雲町としてはアセットマネジメントの概要をお聞きしたいと思うんですけれども。よろしく願いいたします。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） アセットマネジメントにつきましては、まだ八雲町につきましては作られていないんですけれども、水道ビジョンを作った中で簡易的ではあるのですけれどもアセットマネジメント的な部分も含まれてございまして、それも含め先ほどから説明をしておりますけれども、今後 20 年後あたりから急速に更新が必要になってくるだろうというような状況でございます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） アセットマネジメントはやっていないけれども、そういうような含むということで今お聞きしましたけれども。水道料金の値上げの見送りを続けた市町村が結構全国で多いという部分で、更新の投資の余裕がないということが結構聞かれるんですけれども。水道事業の収支の悪化は、結果的に漏水事故の発生を招き、水の安全供給に支障をもたらすなど、住民生活の質の悪化をもたらす。アセットマネジメントの結果に基づき、健全な水道事業の継続のために水道料金をどのように設定していくものか、今後について教えていただければと思います。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 水道料金につきましては、アセットマネジメントを詳細なのを作った上で、そこら辺についても検討をしなければならないと考えておりますので。今、上水と簡水の統合、29 年含めて今実施しているわけですけれども。これらの統合によって実際の事務的なこと、会計的なことも含めてある程度落ち着いてから、次にアセットマネジメントの方を実施して、その中で料金体系につきましても検討していくというふうを考えてございますので、よろしく願いいたします。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） また、人口減少に伴う水道事業の収支の悪化と、技術者の確保が難しくなっている環境に対して、住民生活に直結する水の安定供給のためには広域連携が必要だと思うのですけれども。広域連携に向けた八雲町の取り組みについて少しお聞きしたいと思うのですけれども。

○環境水道課長（馬着修一君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（馬着修一君） 広域的な関係なんですけれども、今道の方でそこら辺のとりまとめというのを、これからやろうとしているというふうには聞いておりますけれども。現段階で八雲町としましては、八雲地域、熊石地域についてもそういう意味ではまだ一緒になっていないという部分もございまして、どうしても漏水関係ですぐに対応しなければいけないということで、なかなか技術者も地元にはいないと対応できないという部分もございまして、なかなか簡単には広域連携というのは進まないのかなと思いますけれど

も、当然将来的には考えていかなければならない問題だと思っております。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 最後に、今後全国各地でいろんな地震が多発しておりますので、本当にこのライフラインの水に関しては、本当に貴重な、重要なものだと思います。それで、漏水だとか管路の消耗だとか、いろいろなひび割れだとか、先日も福岡で町の中で陥没したとか、いろいろな部分がありますので。八雲町としてもそういう管路の破裂だとか、継ぎ目から漏れているっていう部分を、やっぱり水道課としてしっかりと安全を保っていただければと思います。

私の一般質問はこれで終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で宮本雅晴君の質問が終わりました。

次に三澤公雄君の質問を許します。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） いじめへの対応は万全ですか。いじめの防止は、全ての学校、教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題であります。いじめも含めた児童・生徒の様々な問題行動への対応については、「早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る必要があります、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童・生徒一人一人に応じた指導・支援を積極的に進めていく必要がある。」と文科省のいじめ問題に関する取組のポイントという文書に書かれておりますが、八雲町の現状の対応に漏れはありませんか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは三澤議員のご質問にお答えいたします。

昨今、全国で深刻化している子どものいじめによる自殺などのニュースに触れるたびに、心痛む思いを感じていることは、ここにいらっしゃる皆様も同様かと思えます。いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、その心や体の健やかな成長や人格の形成に大きな影響を与えるばかりでなく、生命や身体に重大な影響を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではありません。子どもは、将来のまちづくりを担う町の大切な宝であり、子どもが健やかに成長することは町民すべての願いであります。

八雲町では、大切な子どもをいじめから守るために、平成 27 年 1 月施行の八雲町子どものいじめ防止条例により、学校はいじめを認知した場合は速やかに事態を把握し対応に当たるとともに、事実関係を町に報告し、町及び保護者、その他関係機関との連携により解決に当たること。保護者や町民はいじめを発見したときには、速やかに町、学校、又は関係機関等に相談することなど、それぞれの責務を定め、必要な施策に取り組んでおります。

具体的な取組内容につきましては、教育長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） それでは私から、三澤議員の質問にお答えいたします。

いじめはすべての子どもに関係する問題であり、いじめはいつでも誰にでも、どんな学校のどんなクラスにでも起こりうるということを、教育委員会といたしましても十分認識しております。

こうしたいじめの未然防止、早期発見、早期解決を図ることは、学校はもとより、保護者、行政、地域住民等、大人に課せられた責務であり、教育委員会といたしましても所管する学校に対し、折に触れ指導をしているところでございます。具体的には、いじめの正確な認知を図るために平成28年4月の道教委通知に基づきいじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取り組みについて、及び教職員向けの啓発資料やいじめサイン発見シートの資料を発出し、所管する各学校にいじめの早期発見や積極的な認知の在り方について指導しております。

また、いじめの実態把握につきましては、毎年6月と11月に全児童生徒を対象とした「いじめアンケート」を実施するとともに、各学校には日常の教育活動の中でいじめを認知した時には、速やかに教育委員会に報告するように指導しております。さらに、教育委員会内には子どものいじめ相談電話を設置し、子ども、保護者、地域住民から相談を受けられる体制を整備するとともに、八雲町子どものいじめ防止条例に基づき、万が一、重大事態が発生した場合には、弁護士や有識者による第三者委員会を設置し、行政が主体的に対応に当たることにもなっております。

また、いじめの早期解決に向けた取組につきましては、毎年7月、10月、12月にいじめ問題への対応状況の調査、6月、12月にはいじめの問題への取組状況の調査を実施し、学校の体制整備や認知したいじめへの取組状況について把握しております。これら各調査の今年度の八雲町の現状につきましては、いじめの認知件数は27件ございましたが、その後の各学校の取組により27件全て、いじめは解消したとの報告を受けております。

教育委員会といたしましては、今後とも各学校に対し、こうした取組の徹底を指導するとともに、子どものいじめ相談電話の周知などにつきましても、積極的に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 文厚常任委員会でこの子どものいじめ防止条例の素案を見せていただいた時も、国が作った推進法に則って作っている部分も、重なっている部分も相当ありますけれども、漏れることはないなと思って議論をしてきました。

で、今回質問を作った時点でも対応は適切に取れているという前提で作っていたんですけども、今教育長の答弁の中に7月、10月、12月には調査をし、その間の月でも報告を受けて云々っていうところ、ちょっとメモを取りそこなっただけですけども、そういうふう聞いていたんですが。この通りやっていたら27件のいじめの件数が解消したという報告を

受けているというの、ある意味では合点はいくのですが、解決していない事例が少なくとも私の中では1つございます。それも長期にわたっております。もうその子供たちは、被害者は複数おりますから、その子供たちは、その学年の思い出はほとんどいじめなんでしょう。

そういうことでいけば、町長の言葉や教育長の言葉にございました子供にとっての大切なこの教育を受ける権利であったり、思い出を作る大切な時間を、実にくだらなないことによって無駄にしてしまったという意味では、大人の一人として反省をしなきゃいけないと思っております。だから漏れというのは、報告が上がっていないんだなというところにウェイトを置かなきゃいけないと思うんですよね。今回のこの町の条例や国の法律に則って動いたとしても、この報告があがっていないということをどうやって見つけるのかということになるのですが。その辺の備えというか、懸念も含めた対応というのはこれまでなされているのか、お聞きいたします。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 議長、学校教育課参事。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（本庄伯幸君） 今の件についてお答えいたします。議員言われるとおり、学校においていじめを認知したとされた場合には今のシステム上、体制上、全数が教育委員会に上がってきて、対応等について全て把握できるような仕組みになっておりますが、どうしても学校の先生方というのはこういったいじめ事案に対して一生懸命対応をする中で、それぞれがそれぞれのスキルにおいて、いじめの問題に的確に対応する力を身に付けてきているのと同時に、先生方それぞれが、どうしてもいじめに対しての概念が作られてしまうという懸念もございます。で、先生方のいじめの問題に対する思いが強ければ強いほど、それぞれの概念への思いも強いものになってしましまして、それがともすると先生方の認知の温度差に繋がっているのかもしれないなという事が、今のご指摘の中で感じられることとございます。こうしたことにつきましても、先程ありましたとおり各学校には研修資料等を配布して、研修の徹底をお願いしているところですが、今後そういったことも回数を増やしまして、頻繁に研修をして先生方の共通理解を得ていくような取組を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 僕もね、調査がもし進んでいないんだったら今の答弁で納得をしたいんですよ。さっきも言いましたけどね、ほぼ1年間、今も継続している。複数の子供達がターゲットを変えられていじめを受けているような感じなんですね。しかも、その加害者側の子供も複数いて、ある特定のスポーツチームに属している子供たちだと。そしてその学年は、3クラスあるうちの2クラスは同じような勢力によって、ある意味学級崩壊的な状況だと。つまり、これが何故分からないのかと。なぜ報告件数として学校長が取り上げないのかなど。現場の教師が苦悩し、なおかつ、場合によっては子供達の方から、要するに加害者側の子供達の方から、対応した行動について体罰教師だという形で、自らの

行動を制約されるような脅しを受けているというような話も関係父母からも聞いています。非常に悪質ですよ、そうなる。そういったことが教育委員会に届かない。だから先ほどの参事のお答えは現場の教師の認識のことをお話しましたが、もう一步先にいった時の、学校管理者がこのことを教育委員会に報告をしないという事例もあるんじゃないかというふうに想定もする必要があると思うんですね。こういった場合の対応の仕方、そして後から分かった時、もしくはこういった何とかこれからでも対応をしようとした場合にどういった対応がとれるのか、お聞きいたします。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 今、議員おっしゃっている事例については、同一のものかどうかはちょっと確認取れませんけれども。このいじめ実態把握調査、先程申し上げました。それ以外に、八雲町独自に学校に配置している支援員さんの授業観察記録なども報告していただいております。その報告内容を教育委員会、我々確認しまして、これはいじめに該当する事案ではないかというふうに判断した場合は、校長・教頭から取り組み状況の詳細な報告を求めて、改めてこの件について具体的に指導すべき内容を伝え、その報告を求めております。現在も毎週1度報告を求めております。

また、各学校から上げられる事故報告に対する我々の指導の他、学校に対するなかなか理解がもらえない保護者に対しては、直接保護者に声をかけて私が面談をした事例もあります。そういう対応も行っておりますし、この問題に対しては我々も日々緊張してアンテナを張っているつもりでございまして、条例にも示されている通り、行政からも積極的な係わりをもっていきたいと考えております。

また、いじめの側にいると思われる子供が校区外でどんな活動をしているかというのも調べまして、例えば少年団活動を行っている子供であれば、先般も体育課の課長を通してその指導の監督、あるいは指導者に注意喚起を行うなどの依頼もとってきております。この問題については、学校の中だけで解決ということではなくて、地域全体で関わっていくというような、そういう思いを強く持っておりますし、過日行いました校長会におきましても、現在文部科学省でいじめ防止の為の基本方針を年度内に改定するという方向で、その改定案が今まとまった段階にあると聞いております。その改正点の特徴としては、学校でいじめが解消したと判断する条件、例えば学校が安易に子供が謝罪をしたことで解決をしたと、そのような判断をすることなく、心理的・物理的な加害行為が3ヶ月止んでいること。また被害の子供の心身の苦痛が無くなっていること等と定めているものでございます。

これを受けて道教委の方も29年度中に基本方針の改定を行うと、このように見解を示しておりますので、教育委員会といたしましてもこうした通知が発出された場合には、改めて改定の主旨を受けながら八雲町の条例の改定と共に、全教職員の危機管理意識の醸成について再度強く指導していきたいと、そのように考えております。

○5番（三澤公雄君） 議長。



○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 私が今心に強く引っかかっているものが、調査の対象になっているんだというふうに理解はしたいんですけども。この個人情報保護を含めて非常に扱いづらい問題で、関わる僕たちも含めて、非常にこの教育的配慮とか遠慮というものが働く分野だと思うんですよ。だけど、子供たちにとっては毎日のことなので、学校に行くのがつらい、行きたくないっていうSOSでさえ、なかなか親には発せられないのがいじめだと思うんです。一度この受けた傷というのは、何年にも渡って深く深く沈んでいながら、ある日突然何かのきっかけで出てくるという事例を、私は自分の家族で感じております。本当に親が把握することすら難しいことなので、でも学校で起きていることですから、学校でまず第一に、本当にこの大切な子供たちという意味で扱ってほしいんですよ。だから今度のこの多分共通だと思われることもね、僕はまずは今起こっていることを止める。当事者たちにやってはいけないことだということを加害者側にも分からせ、また、被害を受けている子供たちには救ってくれる大人がいるということを改めて認識させてもらうという意味では、速やかに行動をしてほしいのですが。

一方で、この制度の間隙を縫ってですね、隠蔽と言われても仕方がないような状況で情報が上がってこなかったと。然るべき所に上がってこなくて、見て見ぬ振りをしてきた時期があったんじゃないかと推測されるんですけどもね。そういったことに関しての少なくとも管理者に対しては、然るべき措置をとるべきだと思うんですよ。自分が退職間近でそういうものに関わりたくないというような意思が働いたかのように受け取っている親御さんもいらっしゃる。そういう言葉を聴くと卑怯極まりないという意味で、3月のこの時期においてでもですね、何がしかのことを教育長の権限でやってほしいなという感じはあるんですけども。でもやっぱり子供への対応が第一だと思いますから、管理者の協力が得られないと、そちらにも行かないという意味では非常に人質を取られたみたいで、なおかつ余計に卑劣だなという感じもします。そこら辺の対応は、ここで僕は言うだけで、なかなか僕自身は対応が出来ないのでジレンマを抱えますけれども。1年棒に振っちゃったんですよ、楽しい見学旅行等のいろんな思い出づくりの学年が、もう飛んでしまったという意味でね。

一方で、この問題に引っかかった時に非常に僕が困ったなと思ったのは、今八雲町がコミュニティスクールという制度を進めていて、地域の力も学校運営にプラスになるよという、その中の僕は一番最右翼にいるであろうその少年団の部分の指導者が、学校内で起きている事に無頓着という、場合によっては非協力的だったのか、その辺は分からないんですけどもね。力になってほしいところが力になってもらえないという事例という意味でもね、これはこれからのいろんな研究材料というか、考えていかなきゃいけないと思うんですよ。このコミュニティスクールというこれから進んでいく制度を考えた上でも、このいじめ問題というものに対して決して軽んじないで取り組んでほしいと思うんですけど、そういった観点で、この絶対に起こり得るんだといういじめと、これから教育指導要領も変わって、教えなきゃいけないというか、学んでもほしいものも増

えて時間割も窮屈になっていくという、今年度からそういうふうになっていくという報告というか執行方針に入っていましたけれどもね。それらの諸課題と、この場合によっては命にかかわる部分のいじめというもの。どういうふうに関連というんですか、大変な現場では労働偏重というか、先生たちには負担がかかる部分だと思うんですけども。

教育委員会としてこの漏れていた部分、僕はもうはっきりそういう認識で受け止めてもらいたいんですけど、適切に早期に対応出来なかった今回のいじめの事例をですね、今後の教育長の諸課題の中でどういうふうに行っているのか、教えてください。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 委員がおっしゃるように、このいじめの問題はなかなか表に明確に見えるというのではなくて、親さえもなかなか理解していない実態もあるのではないかと。先ほど私が申し上げた事例はまさにその通りで、お母さんは全くそういうことを認識しておりませんでした。しかしながら、子供から確認をとったらそういう事実があったということで、学校とまた協力してやっていこうという姿勢をいただいたという話しをされておりました。

また、教育委員会として学校からの報告の漏れをどう受け止めるかということでありませけれども、これとは別に体罰の調査というのも行っております。これは全保護者に対してそういう体罰の事例をわが子が受けたか、あるいは周りの子が受けたのを見たり聞いたりしたことがあるかというものです。それに保護者がアンケートに回答をして、封筒に入れて密封して教育委員会に届けることになっています。ですから、学校が見る前にまず教育委員会がつぶさに把握ができますから、これは体罰に該当する、あるいは不適切な指導であるというものをチェックして、そのものを校長に渡して個別に確認をとるようにと、そういう指導ができております。学校はそうした記録をした全保護者に対して直接声を聞いて相談を行うという。

ところが、このいじめ問題についてはまず学校の方に届けるということで、さっきおっしゃったように直接我々の目に触れるものではないという。で、事例が報告されて始めて委員会として実態を把握するというものでありますから、なかなか全ての事例を目にできないということから、今後の調査において例えば体罰調査のように保護者が記録したものを直接教育委員会に届けるような、そういう方策もとれないだろうかと、そのようにも考えているところです。

また、なぜこうしたいじめ問題が今日まで消えることなく継続していくのかという、そういういろいろと要因を考えていく中で、私も教員でしたし、学校も随分と見せていただきました。その中で1つ考えられるのは、子供たちはみんな学校に来て学びたいという意欲は持っております。そうした子供たち1人1人の学びたいという意欲に応えられる授業、授業改善がしっかりと行われているか、そして学級の中で子供たち1人1人の存在感がきちんと認められているかと、そういう学級経営。そして先生方それぞれが積極的な生徒指導が出来る体制がとれているか。これらが大きな要因でないかと、そのように考えます。

ですから、こうしたいじめの実態というものを把握して、それを指導・改善するということが当然大事な事ですけれども、その要因となる先生方1人1人の資質能力の向上ということも非常に重要と考えておりますので、今後はそうした研修のあり方等についても一層指導・支援に努めていきたいと、そのように考えております。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 1つ1つ、腑に落ちるといえるか、期待して見守っていかうかなと思うのですけれども。教師一人ひとりのスキルを上げる意味での研修というのは、これからも充実させていってほしいんですけれども。一方で、学校運営の中でそういった先生を伸ばそうという意味でのチームワークだとか、校長の考え方というのはどこまで出来ているのかなと。

今回のケースは、4年生までは、非常に元気の良すぎる子供がいたんだけど学級運営はちゃんとやれていたと。ただ問題行動が多く見られる子供だったので次のクラス替えの時に、これはその親の感じたことですよ。でも僕も子供3人関わってきた中でありえるなと思って聞いちゃった部分なんですけれどもね、難しい子供がいるからみんな担任を敬遠して、新任の先生が担任になったと。もしその通りだとしたら、学校全体でその新任に任せる事がいいのかどうかということは、僕みたいな素人が考えた場合でも、まあ結果論からいくとね、その辺やっぱりおかしかったよねっていうことになる。

だから先ほども申したように学校全体でそういった教育上においても、また、いじめに対しても、メリットのある方法をちゃんと、ベストは何だろうかということと考えたらそんな答え出ないと思うんですけれどもね。だから新人研修だとか、教師一人ひとりの研修とかもそうだけれども、赴任してくる校長自身に管理能力があるのか、やる気があるのかということを実際に失礼ながらね、これまで出会ってきた素晴らしい校長の方々を思い浮かべた時には考えも及びませんが、首を傾げるような校長先生とも何人かお会いしていますから。

是非、教育長の指導が校長会だとか教頭会っていう任意の団体全体での把握だけで済むのではなく、来る校長のスキルというものをしっかり把握されて、何かそういう仕組みがあるんでしたらもっと充実させてほしいし、無いのであれば今後は再発ということを防ぐためにはそういったところにもやっていってもらわないと、保護者・OBとしては今回の経験を活かしたことにはならないんじゃないかなと思いますので。その辺のところどうでしょうか。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 学校の管理職に対して議員さんが懸念を持たれているという事については、それを指導する行政の側にも反省する材料が多々あるんだろうと、そのように受け止めました。

しかしながら、私は校長・教頭と一枚岩で学校経営を円滑に進めるように指導もしまし

たし、教育委員会と校長会、教頭会は本当に深く連携を図ってくれたと、そのように感謝もしております。私の思いは、八雲町の学校はあくまでも町の学校であり、八雲町に来る教職員は全て八雲町の職員なんですよということで、4月の冒頭で申し上げました。また校長には、八雲の学校ということで、本来ならば私が校長になって治めるべきところを私は体がいくつもあるわけではなくて、全権皆さんに委任して経営をお願いしますよ。そういうことで是非これだけは徹してくださいという学校経営の重点もお話して、それを皆さん頑張ってくれていると、そのように理解しております。

また、教職員の中にも、なかなか授業にしても学級経営にしても差があるというのは私も認めております。そして相当心配な学級になってしまったという、そういう場合は校長に対しては、学年変わって不文律みたいに1年持ったら2年、3年持ったら4年、5年持ったら6年というふうな持ち上がりを学校はとっておりますけれども、民間を見ても業態転換といいますか、自分の系列の店がちょっと危なくなったら完全に駄目になってしまっただけから変えたのではお客さんは来ないんだよと。まだ元気のあるうちに変えていく事でまた盛り返していけるっていう、そういう民間の事例がたくさんあるんだから、学級経営も完全に崩壊してから担任替えても決してそれは復活できないぞと。ですから、まだ余力のあるうちに担任を替えていくという強い姿勢も示していく必要があるだろうということで、過日も校長に対してそのような進言をしております。

あくまでも学校というところは1つの教育の組織でありますから、1つの学級を教員が担任を持つのが嫌がるような、そういう学級経営をするような学校であれば、とてもじゃないけれども私も猛反対といいますか、そういう経営の在り方については強く指導をしていかなければならないと、そのように考えておりますし、そういうことがあるならば今後も強く改善するよう指導していきたいと思っております。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 前任者じゃなくて良かったなど。本当にこの事件を調査していつくづく、田中教育長だから、信頼できる人だから質問の形をとっているいろんなことを確認できたらなと思って質問をしたわけですけども。期待しておりますので、よろしく願います。

もう1点ですね、八雲町のこどもいじめ防止条例の下敷きになったのが、いじめ防止対策推進法という国の法律なんですけど、これが出来たきっかけはあの大津事件。中学校2年生が自分の自宅のあるマンションの14階から飛び降りたという事件の時の教育現場で、教育委員会が隠蔽が働いたということで、市長になったばかりの大津の市長さん、女性の市長だったんですけども、そこが第三者委員会、弁護士を含めいろんな協力を仰ぎながら取り組んだ動きが下敷きになって作った法律でございます。

町長にお伺いいたします。それから教育委員会制度が変わりました。要するにあの時は教育委員長と教育長の要するに責任が曖昧だとか、いわゆる教育委員会制度の長年言われてきたところを是正したというか、そういった契機だったんですけど。今回新しく法

律も変わった状況の中では、町長が名実共にトップという形になっているんです。ただ、現場のことですので今教育長とお話をしてきましたけれども、町長もこの問題は教育長に任せっきりにしなないでですね、しっかりと報告を読んでからでも構いませんが、今後こういったことが起きないようにするにはどうしたらいいかという意味で、町長自身もしっかりとお考えをもって、そしてこの教育行政に関して自分のお考えを発していつてもらいたいと思います。教育長を信じています。信じていますけれども、制度上ですね、さっき言ったように今回の法律を作った下敷きは、要するに教育村だけに任せてはいけないというのが働いた部分だということをして是非、町長の方にも理解をしてもらってですね、ひょっとしたら八雲でもっと良い方法、教育現場の、SOSが発信できないんですよ、いじめを受けていた子供たちってというのは、親にさえ発信できないんですから。そういった子供がもっと早くSOSを発信し、そして今よりもっと早くSOSを受信できる体制があることがベストだと思いますので。是非、その辺の部分の調査・研究は町長の側でもしっかりとやっていつてもらいたいなと思いますので。一言お願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、本当にこのいじめの問題、または学校教育の問題につきましては、今までは教育委員長または教育長ということでありましたけれども、町長もということで教育会議にも入りながら進めております。

しかしながら、今のお話を聞くと、私も今回の三澤議員の話は初めてお聞きいたしました。大変お恥ずかしいなと思い、細部にまで私も目が届かないということで今反省しております。この条例・法令も含めて、やはりこれはいつでも改正しながらより良い方法で取り組むというのが、私もそう考える一人でありますので。これからも教育長・教育委員会、そして学校と行政、さらには地域の父兄の皆さん、地域の方々としっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 後先になってあれなんですけども、共通の問題だと思われている部分の被害に遇っているお子さんたち、そして親御さんたちは、この問題は解決するんだという認識を今の時点で持ってもいいですよ。

○教育長（田中了治君） 議長、教育長。

○議長（能登谷正人君） 教育長。

○教育長（田中了治君） 私たちから指導したその親に対して、学校の取組については、親御さんから学校とこれから連携して協力してやっていきたいという声をいただいております。

ただ、その複数ということについては、まだそこまで認知をしておりません。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 年度末が近くなって学校自体もなかなか動きづらくなっていますけれども、是非、1日でも早く対応してもらって、気持ち晴れ晴れと学校に通う日々が彼らに1日でも早く戻ってくるように、是非そうしてください。

これからも経過観察を続けていきますけれども、自分みたいな門外漢があれやこれや言う機会がもう二度と無いように、是非よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で三澤公雄君の質問は終わりました。

これをもって通告の質問が全部終わりました。一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

### ◎ 休会の議決

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。3月9日に設置されました予算特別委員会における付託議案審査のため、3月13日から16日までは休会することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

### ◎ 散会宣告

○議長（能登谷正人君） 本日はこれをもって散会いたします。

次の会議は、17日午前10時の開議を予定いたします。

[散会 午後 0時11分]